

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景及び目的

海岸漂着物等※は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼすことから、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、国は、2009年（平成21年）7月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に係る法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）を公布・施行した。

これを受け、本県でも、2011年（平成23年）に「（第1次）秋田県海岸漂着物対策推進地域計画」、2016年（平成28年）に「第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、各関係機関等と連携しながら、海岸漂着物対策に力を入れ取り組んできたところである。

しかしながら、依然として海岸には年間を通じて大量のごみ等が漂着し続けており、海岸の景観や環境、地域住民の生活や地域の経済活動に影響をもたらす深刻な問題となっている。

このような状況から、海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、国は、2018年（平成30年）6月、「海岸漂着物処理推進法の一部を改正する法律」を公布・施行した。これに伴い、2019年（令和元年）5月には、同法に基づく国の「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が変更され、「流域圏にある地方公共団体が連携し、一体となって海岸漂着物等の対策に取り組むこと」、「非営利組織その他の民間団体等の多様な主体の適切な役割分担と連携を図ること」等を対策の柱とした施策を展開するよう記載されている。

さらに、近年、海洋に流出した廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系に与える影響について世界的に関心が高まっている状況を鑑み、2019年（令和元年）5月に国は、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、「新たな汚染を生み出さない世界の実現」を目指した、実効的な海洋プラスチックごみ対策に率先して取り組むことを重要事項と位置付けた。

※「海岸漂着物等」：海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物）及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等（我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物）をいう。（海岸漂着物処理推進法第二条から抜粋）

美しい自然景観を呈し、地域の観光資源ともなっている本県の海岸の機能を保持するためには、これらの動向を踏まえたうえで、海岸漂着物対策を総合的かつ効率的に推進する必要があることから、第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画を策定する。

(2) 計画の期間

本計画の対象期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とする。

(3) 計画の位置付け

海岸漂着物処理推進法や国の基本方針を踏まえて策定する、県の海岸漂着物対策の推進に関する計画である。